

北海道情報大学における 競争的研究費等の不正防止対策の基本方針

昨今の公的研究費に関する不正事案の発生を受けて、研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインがより厳しい内容に再度改正された。社会が研究費の不正使用について大きな関心を寄せている昨今、北海道情報大学（以下、「本学」）も貴重な税金を取り扱う一つの機関として不正使用を認めない。また、不正使用を発生させないための環境作りをしていくことが必要である。

本学では競争的研究費等の不正使用を発生させないために、北海道情報大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程第5条第2項の規定に基づき、次のとおり競争的研究費等の不正防止対策の基本方針を定める。

- 1 本学の責任体制を明確化し、外部に公表する。
- 2 適正な運営・管理の基礎となる環境を整備するため、本学のルールを明確化・統一化を図り、各段階での職務権限を明確にし、関係者の意識を向上させる。また、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等を整備・運用し、競争的研究費等の透明性を確保する。
- 3 不正を発生させる要因を把握し、かつ、不正を防止するため、不正防止計画を策定し、実施する。
- 4 研究費の適正な運営及び管理ができる体制を整える。
- 5 学内外から研究費の使用について相談を受け付ける窓口を設置し、また、競争的研究費等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。
- 6 競争的研究費等の適正な管理のため、モニタリング及び監査の制度を整備する。
- 7 研究不正根絶のため定期的に啓発活動を実施し、学内における研究不正防止の意識を喚起する。

附 則

この基本方針は、平成26年9月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和3年10月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。